別記様式２

知事認定獣医師認定申請に係る誓約書

（下記の遵守事項について御確認ください。）

|  |
| --- |
| 遵守事項 |
| ①　家畜防疫員と同等以上に適時に豚熱ワクチン接種を実施します |
| ②　栃木県が行う講習会を受講する等、豚熱ワクチン接種に必要な知識を取得しています |
| ③　家畜保健衛生所と緊密に連携をとり、その指示に従います |
| ④　県の免疫付与状況確認検査により抗体が十分でないと判断された場合には、家畜保健衛生所が実施する原因究明のための調査に協力の上、その指示に従い追加接種を行います |
| ⑤　自身がワクチン接種を行う農場及び、登録飼養衛生管理者が豚熱ワクチン接種を行う認定農場に対し、飼養衛生管理基準を遵守するよう指導・助言を行います |
| ⑥　豚熱ワクチン接種に係る衛生管理を適切に実施します |
| ⑦　「家畜伝染病予防法」、「獣医師法」、「獣医療法」、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守します |
| ⑧　獣医師法第８条第２項各号※に該当していません |

※　獣医師法第８条第２項各号

獣医師が次の各号の一に該当するときは、農林水産大臣は、獣医事審議会の意見を聴いて、その免許を取り消し、又は期間を定めて、その業務の停止を命ずることができる。

1　第十九条第一項の規定に違反して診療を拒んだとき。

2　第二十二条の規定による届出をしなかったとき。

3　前二号の場合のほか、第五条第一項第一号から第四号までの一に該当するとき。

4　獣医師としての品位を損ずるような行為をしたとき。

　上記の８項目の遵守事項について相違ありません。

　　　　年　　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　氏　名

　栃木県　　家畜保健衛生所長　様